

令和 2 年 5 月 1 日

組合員各位

(外国人技能実習生受入れ企業)  
(特定技能外国人受入れ企業)

協同組合広域情報センター  
代表理事 播磨弘樹

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する今後の対応

### 【 第 3 回 】

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2020年4月19日現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者が確認された国・地域は193となり未曾有のパンデミックとなりました。

感染者数拡大と医療体制危機が深刻となる中、ほとんどの国・地域において感染地域の封鎖や外出禁止（ロックダウン）、出入国の制限等の措置が強化されています。

しかし、経済活動抑制などによって需要が消滅しているものの、潜在的な需要は存在しています。

今後、感染拡大収束までの間に、企業の資金繰りや雇用が維持できれば景気は回復しますが、維持できなければ、消費者マインドや雇用・所得が悪化し、収束後も経済の低迷が長期化する恐れがあります。

そこで今後の不測の事態に備えて、技能実習生及び特定技能外国人の受入れに伴い、組合員各位が利用できる方法を、利用し易い順番に裏面の通りお知らせ致します。

- ① 雇用調整助成金の特例（新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象）
- ② 技能実習の中断・再開、在留期間の更新
- ③ 実習先変更支援（転籍支援）

前例のない状況であるため、何卒、ご理解、ご協力のほど、宜しく願い申し上げます。

敬具

---

**お問合せ先** (受付時間：9：30～17：30)

外国人就労者受入事業部

TEL：0797-26-7208 / FAX：0797-73-0817 / E-mail：intern@kouiki-info.or.jp

# 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する今後の対応

令和2年5月1日現在

記

## ① 雇用調整助成金の特例（新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象）

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、4月1日から6月30日の緊急対応期間中は、全国で、全ての業種の事業主を対象に、雇用調整助成金の特例措置を実施します。

但し、技能実習生が技能実習生としての活動を継続して3ヶ月以上行っていない場合は、在留資格の取消しに該当する可能性があります（入管法第22条の4第1項6号）。

雇用調整助成金を活用し、技能実習生に休業又は教育訓練をする場合は、その期間にご注意下さい。

## ② 技能実習の中断・再開、在留期間の更新

原則、技能実習制度においては、長期入院等の理由により技能実習を中断した場合、改めて残りの期間の技能実習を再開することが可能です。中断した技能実習が再開される場合は、在留期間の更新を行い、実習期間は、法定の期間から既に技能実習を実施した期間を除いた残余の期間の範囲内で認められます。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、受注量の減少及び建設工事の中止などにより今は先が見えない為、感染拡大が収束して受注量の回復及び建設工事の再開が見込まれるまで、技能実習の中断をご検討される場合はご相談下さい。

中断中の方法としましては、母国に帰国する事が一般的ですが、現在各国政府による入国制限措置及び飛行機の運休・欠航の影響により入国及び帰国が出来ない状況にあります。

### （ 中断中の対応 ）

#### ①実習実施者の宿泊施設（寮）に留まる方法

生活費の支給、寮費及び水道光熱費の免除、雇用保険及び社会保険の解約手続き、国民年金及び国民健康保険の加入手続き（費用負担あり）

#### ②一時帰国（各国政府による入国制限措置が解け、飛行機の運航が再開された場合）を行う方法

飛行機代の支給、雇用保険及び社会保険の解約手続き

## ③ 実習先変更支援（転籍支援）

原則、技能実習制度においては、実習実施者の経営上・事業上（倒産など）の都合、実習実施者における実習認定の取消し、労使間の諸問題及び対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる場合は、実習先の変更（転籍）を行うことが認められます。

なお実習先の変更（転籍）は、技能実習生の都合によるものは認められません。

実習先の変更（転籍）は、同一の移行対象職種間となり、作業が同一であることは求められません。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、受注量の減少及び建設工事の中止などがあり、感染拡大が収束した後の受注量の回復及び建設工事の再開の見込みを持ってしても、今後の感染拡大ペースや収束時期も不透明なため、技能実習生の受入れ継続を断念して、実習先変更の支援をご検討される場合はご相談下さい。

### （ 新たな実習先が見つかるまでの対応 ）

生活費の支給、寮費及び水道光熱費の免除、雇用保険及び社会保険の解約手続き、国民年金及び国民健康保険の加入手続き（費用負担あり）

以上